

毎金だより

第30号

令和3年
12月発行

もくじ

P2-5 「令和3年分 公的年金等の源泉徴収票」を令和4年1月下旬にお送りします

P6-7 令和4年4月から年金制度の一部が改正されます

P8 平成27年10月以降に公務員としての在職期間がある方へ

P9-10 こんなときには届出を

P11 年金相談窓口一覧

P12 ねんきんカレンダー

「令和3年分 公的年金等の源泉徴収票」 を令和4年1月下旬にお送りします

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

令和3年(令和3年1月～12月)中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を給付事由とする年金を受けとられたみなさまに、令和3年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『令和3年分 公的年金等の源泉徴収票』をお送りします。

『公的年金等の源泉徴収票』は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

令和3年分の確定申告は、令和4年2月16日(水)から同年3月15日(火)までの間に行うこととされています。詳しくは、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

①源泉徴収票に関するQ&Aは、5ページをご覧ください。



源泉徴収票について

源泉徴収票の送付予定

令和4年1月下旬に、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合から順次送付します。

源泉徴収票がお手元に届く時期が、郵便事情等によっては2月初旬となる場合があります。

なお、2月に入っても届かないときは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合^{*}へご連絡ください。

^{*}連絡先は、11ページ「年金相談窓口一覧」をご参照ください。

源泉徴収票が送付される方

令和3年中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を給付事由とする年金を受けとられた方に源泉徴収票が送付されます。

障害・遺族を給付事由とする年金については、非課税となりますので、源泉徴収票は送付されません。

^{*}老齢または退職を給付事由とする年金は、所得税法上の雑所得として扱われ、所得税がかかります。令和3年に受けとった年金額が65歳未満で108万円以上の方や65歳以上で158万円以上(老齢基礎年金を受給している場合は80万円以上)の方が、所得税の源泉徴収の対象となります。

● 源泉徴収票の再交付

源泉徴収票の再交付は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合にて承っています。連絡先は、11ページをご参照ください。

大切な書類ですので紛失しないよう、ご注意ください。

● 令和3年分 公的年金等の源泉徴収票<見本> ●

見本

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票		住所又は居 所		102-0084 東京都 千代田区 XXX XXX	
支 受 払 け る 者	氏 名	フリガナ	ネンキン タロウ	年金証書記号番号	86XX0000000001
	氏 名	年 金 太 郎	生年月日	明 大 昭 平 年 月 日	* 9 1 10
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円		円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		1382250		0	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分					
所得税法第203条の3第7号適用分					
本 人		源泉控除対象配偶者の有無		控除対象扶養親族の数	
特 別 障 害 者	その他の障 害 者	ひとり親 寡 婦	一 般	老 人	特 定
*			*	人	人
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族の数	
(フリガナ)	氏 名	区 分	1	(フリガナ)	氏 名
年金 花子					
(摘要)	氏 名	区 分	2	(フリガナ)	氏 名
支 払 者	法 人 番 号	4010005002573			
	所 在 地	東京都千代田区 二番町2番地			
	名 称	全国市町村職員共済組合連合会	電 話 番 号	03-5210-4618	

※1

※2

老齢または退職を給付事由とする年金を共済組合から複数受給している方は、それぞれの年金を合算した源泉徴収票が1枚発行されます。

※1 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

令和3年分の扶養親族等申告書を提出された方は、第1～3号に該当し、提出されていない方は、第4～6号に該当となっています。



所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	老齢厚生年金を受けている方 退職共済年金(経過的職域加算額)を受けている方 退職年金(退職等年金給付)を受けている方
所得税法第203条の3第7号適用分	本連合会では記載対象となる年金を支給していないため、必ず空欄となります。

※2 提出された令和3年分の扶養親族等申告書に基づき「*」印または人数を記載しています。

令和3年分の扶養親族等申告書の提出が必要ない方については、空欄としています。

氏名欄の漢字については常用漢字に置き換わっていますのでご了承ください。

(例:「高」→「髙」、「崎」→「崎」)

「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」を令和4年1月下旬にお送りします

確定申告について

■ 所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

下記のいずれかに該当する方など、令和3年中の所得税を納めすぎている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

〈代表的な例〉

- 国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料等の社会保険料の支払いがあった方
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払いがあった方
- 災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財等に損害を受けた方
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- 一定額以上の医療費の支払いがあった方
- 「控除対象となる配偶者または扶養親族がいる」または「本人が障害者または寡婦等に該当する」にもかかわらず、その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- 扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方
- 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

■ 所得税の確定申告を省略できる方

令和3年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を省略できる「確定申告不要制度」が設けられています。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。なお、所得税の確定申告を省略した場合であっても、お住まいの市区町村へ住民税の申告が必要となる場合があります。

- 所得税および所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。
- 住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

源泉徴収票

Q & A



Q1 社会保険料の金額とは何ですか？

A1 各支給期に年金から控除(特別徴収)された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の合計額です(納付書等により支払っている方は記載されません)。社会保険料額の内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療)担当課へお問い合わせください。

Q2 特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

A2 源泉徴収票は所得税法上の書類であるため、個人住民税額は表示されませんので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されないのですか？

A3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されません。ただし、確定申告等の手続きをする際には、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。なお、確定申告等の手続きに関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。
〔本人確認書類の例〕
例1：マイナンバーカード
例2：通知カード + 運転免許証等の顔写真付き身分証明書等
※例2については、通知カードの記載事項に変更がない場合に限りです。

Q4 源泉徴収票の氏名欄に誤字や脱字がある場合は、どうすればいいですか？

A4 各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。【11ページ参照】なお、控除対象者欄の氏名の漢字は常用漢字に置き換わっていますので、ご了承ください。(例：「高」→「高」、「崎」→「崎」)

Q5 退職等年金給付(新3階部分)の源泉徴収票はどのように発行されますか？

A5 退職等年金給付の終身退職年金および有期退職年金(10年・20年選択)は、所得税法の「雑所得」として、他の年金と合算された源泉徴収票が作成されます。ただし、有期退職年金を一時金として受け取られたときは、「退職所得」として源泉徴収票が別途作成され、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合から送付されます。当該退職所得に係る所得税は確定申告で還付を受けることができる場合もあります。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

令和4年4月から 年金制度の一部が改正されます

令和2年5月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金制度改正法)が成立しました。

この年金制度改正法により、令和4年4月から「在職中の年金受給の在り方の見直し」と「受給開始時期の選択肢の拡大」が行われます。

I 在職中の年金受給の在り方の見直し

1. 65歳未満の特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲が拡大されます

厚生年金

現行(令和4年3月31日まで)

65歳未満の在職中の
支給停止の基準額
28万円*



改正後(令和4年4月1日から)

65歳未満の在職中の
支給停止の基準額
47万円*

※令和3年度額です。法令に基づき改定される場合があります。

現行の在職老齢年金制度の支給停止の基準額は、65歳未満は28万円、65歳以上は47万円となっていますが、高齢期の就労を促進するなどの観点から、65歳未満についても65歳以上と同じ支給停止の基準額47万円に緩和されます。

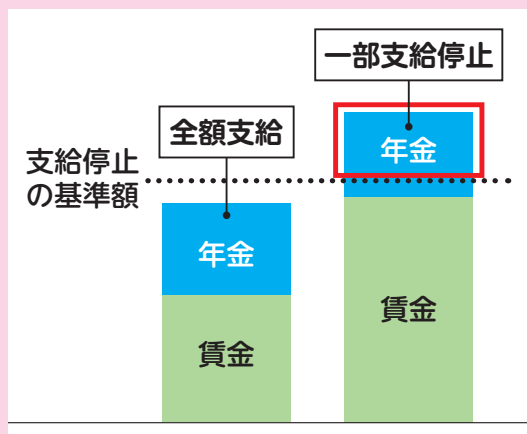
在職老齢年金制度のしくみ

厚生年金の被保険者の賃金と年金月額合計額が、下記の支給停止の基準額を超える場合に、年金の一部または全部が支給停止されます。

令和4年3月31日まで	
65歳未満 支給停止の基準額 28万円	65歳以上 支給停止の基準額 47万円

↓

令和4年4月1日から	
65歳未満	65歳以上
支給停止の基準額 47万円	



※支給停止の基準額は法令に基づき改定される場合があります。

2. 65歳以上で在職中の老齢厚生年金受給者について、毎年1回年金額の見直しが行われます

厚生年金

現行(令和4年3月31日まで)

老齢厚生年金の受給権取得後に就労した場合、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に老齢厚生年金の額を改定する

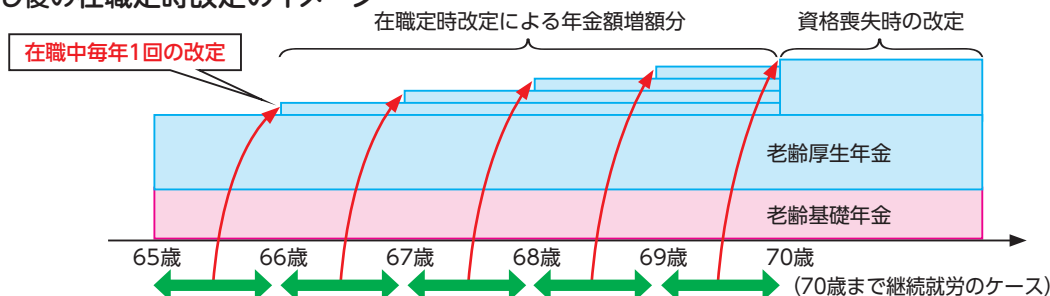
改正後(令和4年4月1日から)

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、**在職中であっても、年金額を毎年1回、10月分から改定***する(在職定時改定)

※毎年8月までの加入実績に応じて改定されます。

現行の制度では、65歳以降も働き続けている方が納める保険料は、退職するか、70歳にならないと年金額に反映されませんが、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図るため、65歳以上で在職中の方については、資格喪失時の改定に加え、毎年1回年金額の改定が行われます(10月分の年金から改定が反映されます)。

●見直し後の在職定時改定のイメージ



令和4年4月から年金制度の一部が改正されます

II 受給開始時期の選択枝の拡大

年金の受給開始時期の選択枝が、60歳から75歳の間に拡大されます

国民年金

厚生年金

経過的職域

退職等年金給付

現行(令和4年3月31日まで)

< 国民年金・厚生年金・経過的職域 >

繰上げ受給 可能年齢 60歳から
減額率 1月当たり▲0.5%

繰下げ受給 可能年齢 70歳まで
増額率 1月当たり+0.7%

< 退職等年金給付 >

繰下げ受給 可能年齢 70歳まで

改正後(令和4年4月1日から)

< 国民年金・厚生年金・経過的職域 >

繰上げ受給 可能年齢 60歳から
減額率 1月当たり▲0.4%

繰下げ受給 可能年齢 75歳まで
増額率 1月当たり+0.7%

< 退職等年金給付 >

繰下げ受給 可能年齢 75歳まで

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度をより柔軟で使いやすいものとするため、繰下げ上限が75歳^{*1}に見直されます^{*2}。また、繰上げ受給した場合の減額率について、平均余命の延伸に伴い、1月当たり0.4%に引下げられます^{*3}。

※1 受給権を取得した日の年齢によっては、繰下げ上限年齢が異なる場合があります。

※2 令和4年4月1日以降に70歳に到達する方(昭和27年4月2日以降生まれの方)が対象となります。

※3 令和4年4月1日以降に60歳に到達する方(昭和37年4月2日以降生まれの方)が対象となります。

平成27年10月以降に公務員としての在職期間がある方へ

令和3年10月からの退職等年金給付の 基準利率および年金現価率について

退職等年金給付は、平成27年10月以降の共済組合員期間を対象とした年金制度です。この制度では、共済組合員期間中に積み立てられた「付与額」とこれに対する「利子」の累計額（給付算定基礎額）や「年金現価率」を用いて年金額を計算します。

給付算定基礎額の利子の計算に用いる「基準利率」および「年金現価率」は、地方公務員共済組合連合会の定款に定められます。

新たに定められた令和3年10月から令和4年9月までの「基準利率」および「年金現価率」等は、前年と同じ率となりました。このため、令和3年10月からの退職年金は、原則としてこれまでと同じ額となります。

令和3年10月～令和4年9月適用 ※前年から変更ありません			
基準利率			0.00%
終身年金現価率	年齢	65歳	23.033747
		70歳	18.853785
有期年金現価率	支給 残月数	240月	20.000000
		120月	10.000000

主な率を掲載しています。
終身年金現価率の年齢別、有期年金現価率の支給残月数別の詳細については、地方公務員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

地方公務員共済組合連合会

検索

(<https://www.chikyoren.or.jp/>)

用語説明

- **給付算定基礎額**とは…毎月の付与額に基準利率に基づく利子を加えた額で、退職等年金給付の原資となります。
- **付与額**とは……………各月の標準報酬月額・標準期末手当等の額に付与率を乗じて計算した額です。
- **基準利率**とは……………給付算定基礎額のうち、利子の額を求めるための率です。国債の利回りや積立金の運用状況等を勘案して定められます。
- **年金現価率**とは……………年金の原資である給付算定基礎額を、終身(有期退職年金の場合は支給残月数)にわたり概ね一定額の年金額として受給できるように、年金額を計算する際に用いる率のことです。年金現価率には終身年金現価率と有期年金現価率があり、終身は年齢(1歳ごと)、有期は支給残月数ごとに率が設定されます。

こんなときには届出を

下記の事由に該当したときは、届出が必要となる場合がありますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください(連絡先は11ページ参照)。ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号(8から始まる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」が分かるものをご用意ください。



届出が遅れると年金の過払いとなることがあります。
過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなります。

1 再就職したとき・議会議員に就任したとき

① 再就職したとき

老齢厚生年金・障害厚生年金、退職共済年金・障害共済年金および退職等年金給付を受けている方が公務員として再就職した場合には、届出が必要です。

② 議会議員に就任したとき

老齢厚生年金および退職共済年金を受けている方が議会議員に就任したときは、届出が必要です。



※議会議員の方で、議員報酬月額の変動や期末手当の支給があったときは、変動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要があります。

2 氏名・住所・受取金融機関を変更するとき

氏名・住所を変更した場合や、年金の受取金融機関を変更する場合には、届出が必要となります。



※電話番号を変更した場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更した旨を各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

3 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときには、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出が必要です。

もしご本人がお亡くなりになったら

年金を受けている方ご本人がお亡くなりになった場合には、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へ速やかにご連絡ください。

各種お手続きのご案内をいたします。

年金相談窓口一覧

年金についてのお問い合わせは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合および全国市町村職員共済組合連合会で受け付けています。なお、お問い合わせの際には、「年金証書記号番号(8から始まる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」とお名前等をお知らせください。

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

(令和3年9月24日現在)

指定都市職員共済組合	電話番号
札幌市職員共済組合	011-211-2432
川崎市職員共済組合	044-200-2143
横浜市職員共済組合	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	052-962-1485
京都市職員共済組合	075-222-3240
大阪市職員共済組合	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	078-322-5104
広島市職員共済組合	082-504-2061
北九州市職員共済組合	093-582-2224
福岡市職員共済組合	092-711-4145
市町村職員共済組合	電話番号
北海道市町村職員共済組合	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	018-862-6754
山形県市町村職員共済組合	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	059-253-2706

市町村職員共済組合	電話番号
滋賀県市町村職員共済組合	077-525-5784
京都市市町村職員共済組合	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	087-851-6680
愛媛県市町村職員共済組合	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	098-867-0785
都市職員共済組合	電話番号
北海道都市職員共済組合 ^{※1}	011-512-1770
仙台市職員共済組合	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合 ^{※2}	052-228-0493
連 合 会	電話番号
全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方



年金についてご不明な点がございましたら、上記組合にお問い合わせください。年金受給権者の方からいただいたお問い合わせ、ご相談については、個人情報の秘密を守り丁寧にお答えいたします。

ねんきんカレンダー

令和3年12月
(2021年)

令和4年12月
(2022年)

までの
予定です。

時 期	定期支給関係	そ の 他	
令和3年 (2021年)	12月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1	
	12月15日(水)	年金支給日(10月・11月分)※2	
令和4年 (2022年)	1月下旬		令和3年分「源泉徴収票(はがき形式)」を お送りします。
	2月15日(火)	年金支給日(12月・1月分)※2	令和3年分確定申告受付 (2月16日～3月15日)
	4月15日(金)	年金支給日(2月・3月分)※2	
	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月15日(水)	年金支給日(4月・5月分)※2	
	8月15日(月)	年金支給日(6月・7月分)※2	
	10月14日(金)	年金支給日(8月・9月分)※2	令和5年分「扶養親族等申告書」をお送りします (10月～11月頃)。
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月15日(木)	年金支給日(10月・11月分)※2	

※1 【年金支払通知書】は、支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも【年金支払通知書】を送付します。

ただし、2月の【年金支払通知書】は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、送付しません。

また、支払額のみに変更があった場合は、【年金支払通知書】が送付されない場合があります。ご了承ください。

※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、【年金支払通知書】が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

【注意】 共済組合に関係していることをほのめかす不審な電話にご注意ください

年金受給権者の方に対して、共済組合の名をかたる不審電話がかかってくるという情報が、最近になって多数報告されています。

手口としては、ご自宅や勤務先に電話をかけ、年金受給権者の方を電話口に呼び出し、本人に直接面会を求めるといったもので、いずれの事例も、共済組合の名称や共済組合から業務委託を受けていることをほのめかしていることが確認されています。

本連合会や本連合会の構成組合である各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合は、このような団体と一切関係ありませんので、十分ご注意ください。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしております。

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

年金だより

第30号 令和3年12月 発行：全国市町村職員共済組合連合会
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <https://ssl.shichousonren.or.jp/>